

新型コロナウイルスに感染して急性期の症状がなくなった後も、倦怠感や嗅覚障害などが続く後遺症。体の不調を抱え、療養や休業をせざるを得ない労働者をどう支援するかは課題だ。

職場感染したとみられる愛知県内の介護職の七十代女性は、強い倦怠感や関節痛に苦しむ。「昨年の夏以降、職場復帰できていないといふ。『体がすっかり変わってしまった』。労災認定を受け治療費の自己負担はなく、休業補償を受けているが『もし労災を打ち切られたら』と不安を語る。

後遺症患者の支援課題

愛知県大府市や名古屋市の後遺症外来で治療を続ける「終みみはなのどクリニック」の内藤孝司院長（五三）は「全体の感染者が増えた分、職場感染とみられるケースも増えていく」と話す。後遺症患者の職種は教員や事務職、営業などさまざま。漢方薬の処方などで治療するが、短くて三ヶ月。一年以上の場合もある。

コロナ後遺症を巡っては二月、厚生労働省が「療養や休業が必要と認められる場合には、労災保険給付の対象となることに留意すること」などと都道府県労働局長に通知。労災の対象になることを明確化した。